低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料表

令和7年4月1日改定

Ⅰ　一戸建ての住宅又は住宅用途を含む建築物の住宅部分

住宅の種類・床面積		適合証あり	標準計算	誘導仕様基準	誘導仕様基準 ・計算併用法
一戸建ての住宅	～200㎡未満	5,000円	40,000円	20,000円	29,000円
	200㎡以上～		44,000円	22,000円	33,000円
建築物の住宅部分 住宅用途を含む	～300㎡未満	11,000円	80,000円	38,000円	59,000円
	300㎡以上 ～2,000㎡未満	23,000円	135,000円	66,000円	100,000円
	2,000㎡以上 ～5,000㎡未満	52,000円	230,000円	121,000円	175,000円
	5,000㎡以上	94,000円	330,000円	183,000円	256,000円

Ⅱ　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

建物用途	建築物の床面積	適合証あり	標準入力法	ﾓﾃﾞﾙ建物法
建築物の非住宅部分 非住宅用途を含む	～300㎡未満	11,000円	267,000円	102,000円
	300㎡以上 ～1,000㎡未満	19,000円	334,000円	130,000円
	1,000㎡以上 ～2,000㎡未満	31,000円	432,000円	171,000円
	2,000㎡以上 ～5,000㎡未満	94,000円	616,000円	277,000円
	5,000㎡以上 ～10,000㎡未満	149,000円	759,000円	362,000円
	10,000㎡以上 ～25,000㎡未満	188,000円	898,000円	435,000円
	25,000㎡以上	235,000円	1,024,000円	510,000円

※適合証あり　次のいずれかに該当する書類が提出された場合とします。

① 一戸建ての住宅又は住宅の用途含む建築物が認定対象の場合
登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

② ①以外の建築物が認定対象の場合
登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

③ 住宅の品質確保の促進に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表１の断熱等性能等級の等級５以上及び一次エネルギー消費量等級の等級６に適合していることを示すのに限る。）の写し

認定の申請に併せて建築基準関係規定適合審査（確認申請）を申し出る場合は、別添表の額が加算されます。

【問い合わせ・申請窓口】
草加市　都市整備部　建築安全課
電　話：048-922-1949
ＦＡＸ：048-922-3148

低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料表

令和7年4月1日改定

Ⅰ　一戸建ての住宅又は住宅用途を含む建築物の住宅部分

住宅の種類・床面積		適合証あり	標準計算	誘導仕様基準	誘導仕様基準 ・計算併用法
一戸建ての住宅	～200㎡未満	2,500円	20,000円	10,000円	14,500円
	200㎡以上～		22,000円	11,000円	16,500円
建築物の住宅部分 住宅用途を含む	～300㎡未満		5,500円	40,000円	19,000円	29,500円
	300㎡以上～2,000㎡未満		11,500円	67,500円	33,000円	50,000円
	2,000㎡以上～5,000㎡未満		26,000円	115,000円	60,500円	87,500円
	5,000㎡以上		47,000円	165,000円	91,500円	128,000円

Ⅱ　非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

建物用途	建築物の床面積	適合証あり	標準入力法	ﾓﾃﾞﾙ建物法
建築物の非住宅部分 非住宅用途を含む	～300㎡未満	5,500円	133,500円	51,000円
	300㎡以上～1,000㎡未満	9,500円	167,000円	65,000円
	1,000㎡以上～2,000㎡未満	15,500円	216,000円	85,500円
	2,000㎡以上～5,000㎡未満	47,000円	308,000円	138,500円
	5,000㎡以上～10,000㎡未満	74,500円	379,500円	181,000円
	10,000㎡以上～25,000㎡未満	94,000円	449,000円	217,500円
	25,000㎡以上	117,500円	512,000円	255,000円

※適合証あり　次のいずれかに該当する書類が提出された場合とします。

① 一戸建ての住宅又は住宅の用途含む建築物が認定対象の場合
登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

② ①以外の建築物が認定対象の場合
登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

③ 住宅の品質確保の促進に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表１の断熱等性能等級の等級５以上及び一次エネルギー消費量等級の等級６に適合していることを示すのに限る。）の写し

認定の申請に併せて建築基準関係規定適合審査（確認申請）を申し出る場合は、別添表の額が加算されます。

【問い合わせ・申請窓口】
草加市　都市整備部　建築安全課
電　話：048-922-1949
ＦＡＸ：048-922-3148

建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う場合

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料表　別添表

令和7年4月1日改定

令和7年4月1日以後にされる申請及び令和7年4月1日以降に着工する工事に係る手数料について

※特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定（バリアフリー法認定）分については、別途加算される手数料はありません。

表1　建築物確認申請手数料

床面積の合計	確認申請審査手数料
～　30㎡以内	8,000円
30㎡超え　～　100㎡以下	20,000円
100㎡超え　～　200㎡以下	34,000円
200㎡超え　～　300㎡以下	36,000円
300㎡超え　～　500㎡以下	39,000円
500㎡超え　～　1,000㎡以下	58,000円
1,000㎡超え　～　2,000㎡以下	78,000円
2,000㎡超え　～　10,000㎡以下	235,000円
10,000㎡超え　～　50,000㎡以下	420,000円
50,000㎡超え　～	777,000円

表2　建築設備に関する確認申請手数料

	確認申請審査手数料	計画変更 申請審査手数料
建築設備 （小荷物専用昇降機を除く）	14,000円	7,000円
小荷物専用昇降機	5,000円	4,000円

確認の申請に併せて建築物省エネ法の仕様基準の適合審査を申し出る場合は、表3の額が加算されます。
構造計算適合性判定を要する場合は、表4の額が加算されます。

表3　併せて建築物省エネ法仕様基準で申請する場合

新　規	
建築物の床面積 一戸建ての住宅	審査手数料
～　200㎡未満	14,000円
200㎡以上　～	16,000円
住宅用途を含む建築物の住宅部分	審査手数料
～　300㎡未満	27,000円
300㎡以上　～　2,000㎡未満	43,000円
2,000㎡以上　～　5,000㎡未満	68,000円
5,000㎡以上　～	88,000円

変　更	
建築物の床面積 一戸建ての住宅	審査手数料
～　200㎡未満	7,000円
200㎡以上　～	8,000円
住宅用途を含む建築物の住宅部分	審査手数料
～　300㎡未満	13,500円
300㎡以上　～　2,000㎡未満	21,500円
2,000㎡以上　～　5,000㎡未満	34,000円
5,000㎡以上　～	44,000円

表4　確認申請を受ける建築物が構造計算適合性判定を要する場合

建築物の床面積	大臣認定プログラム	
	使用する場合	使用しない場合
～　1,000㎡以内	120,700円	174,600円
1,000㎡超え　～　2,000㎡以内	150,400円	232,900円
2,000㎡超え　～　10,000㎡以内	164,700円	267,000円
10,000㎡超え　～　50,000㎡以内	208,700円	352,800円
50,000㎡超え　～	353,900円	648,700円

【問い合わせ・申請窓口】
草加市　都市整備部　建築安全課
電　話：048-922-1949
ＦＡＸ：048-922-3148